

「中小企業の親族内承継に関する検討会」の中間とりまとめ（案）について

令和 7 年 8 月、中小企業庁に設置された「中小企業の親族内承継に関する検討会」（以下「検討会」といいます。）は、今後の事業承継税制等に関する検討のとりまとめ案を公表しました。¹そこでは、事業承継税制の特例措置が令和 9 年 12 月 31 日に期限を迎えることを踏まえ、同制度の今後の方向性などについて述べられています。検討会は、税理士、公認会計士、大学教授および企業関係者らによって構成された組織であり、中小企業庁の「中小企業の事業承継・M&A に関する検討会」の下に、令和 7 年 6 月に新たに設置されました。検討会では、中小企業の事業承継の円滑化に向け、事業承継税制など親族内承継に係る施策のあり方について検討されており、その検討結果は、今後の措置や施策にも少なからず影響を与えそうです。今回は、事業承継税制の概要と上記とりまとめ案で示された今後の同制度の検討の方向性について簡単に解説します。

1 事業承継税制の概要

まず、事業承継税制とは、一定の要件のもとに、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度です。中小企業の多数を占める同族経営の会社において、経営者の死亡等に伴う株式の分散を防止して安定的な事業継続を確保し、地域経済の活力維持や雇用確保を実現すべく、平成 21 年度税制改正にて一般措置が創設されました。

しかしながら、一般措置は、猶予の対象となる株式が議決権株式の 3 分の 2 にとどまることや、雇用維持要件を充足できない場合には猶予税額の納付が必要となることなどから活用件数が低迷しているとの指摘がありました。そこで、10 年間の時限的な措置として平成 30 年度税制改正で特例措置が創設され、猶予対象株式の拡張や雇用に関する要件の柔軟化が図られました（一般措置と特例措置の違いについては下表をご参照ください）。特例措置の創設により、一般措置では年間 100～400 件程度にとどまっていた制度の活用件数が、年間 2,000～5,000 件程度に大きく増加したとのことです。

このように、特例措置が制度活用を促進し、税制活用企業において望ましい効果が生じた一方で、要件の煩雑さや猶予期間が長期にわたることへの懸念から事業承継税制が選択肢になりにくい可能性も指摘されています。検討会では、特例措置の適用期限が徐々に近づいてくる中、このような点を踏まえ、より使いやすい制度への改正が議論されています。

¹ [第 3 回中小企業の親族内承継に関する検討会 配布資料 | 中小企業庁](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shinzoku/003.html)
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shinzoku/003.html>

(参考) 特例措置と一般措置の比較

	特 例 措 置	一 般 措 置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 〔平成30年4月1日から 令和8年3月31日まで〕	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化（4ページ、8ページ）	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な 事由が生じた場合の免除	あり（9ページ）	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から18歳以上の者への贈与	60歳以上の者から18歳以上の推定 相続人（直系卑属）・孫への贈与

(国税庁『非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし』より抜粋)

2 中間とりまとめ（案）における今後の方向性

中間とりまとめ案では、検討会の中で提示された事業承継税制に係る各論点についての今後の具体的な方向性は以下のとおりとされています。

論点	検討の方向性の概要
① 猶予対象株式数	・少数株主の権限にも留意しつつ、 猶予対象株式を3分の2超にまで引き上げることも検討。
② 猶予割合（贈与と相続の差）	・早期・計画的な承継促進の観点から、贈与による承継促進を主眼としつつ、相続の場合の猶予割合の見直しも重要。
③ 猶予措置のあり方	・猶予期間が長すぎる。 評価減制度の可能性や10年間の事業継続で免除とするなどの工夫も検討が必要。
④ 雇用確保要件	・人手不足や賃上げの必要性の高まりを受け、従前の雇用維持要件のみならず、賃上げや企業の成長に向けた取組みも考慮して要件の在り方を検討すべき。
⑤ 企業の成長及びガバナンス	・制度活用企業におけるガバナンスの要否について慎重に関与すべき。
⑥ 海外子会社の取扱い	・海外直接投資をした企業が国内の事業や雇用にプラスの影響を与えている結果もある。 海外子会社の株式を対象とすることも検討すべき。
⑦ その他	・単なる節税策にならないよう財産権と議決権の分離に留意しつつ、信託株式を対象とするか慎重に検討すべき。 ・ 都道府県・税務署への報告手続の簡素化も検討すべき。

(「中小企業の親族内承継に関する検討会 中間とりまとめ（案）」をもとに筆者作成)

かかるとりまとめ案の公表まで2回の検討会が開催されていますが、あくまでも特例措置の終了を前提に議論が進められています。上記のとおり、一般措置に比べてメリットが大きい特例措置ですが、こうした経過を見る

限り、そのままの形で適用期限が延長される可能性は必ずしも高くはないと言えます。他方で、対象株式数の引上げ、雇用確保要件の見直しや評価減制度の可能性、制度活用に伴う都道府県・税務署への報告手続の簡素化が議論されていることからすると、今後の制度として、特例措置と同程度に使い勝手の良い制度が創設されることも期待できるかもしれません。

検討会は、今後、特例承継計画の提出期限が令和 8 年 3 月末、特例措置の適用期限が令和 9 年 12 月末となっていることなども踏まえつつ、中間とりまとめを元に必要な措置や施策の具体化を進めていくこととしています。中小企業の事業承継における有力な手段の 1 つである事業承継税制が、今後どのように変わっていくのか、引き続き注視したいところです。

以上

〔執筆者〕



紺野 大（弁護士）

2022 年日比谷タックス&ロー弁護士法人入所。中小企業を中心とする国内企業の経営を支えたいとの思いから政府系金融機関の営業職員として勤務。事業承継・タックスプランニングを専門分野とする。法務・税務の知識に加え金融機関側の視点も踏まえた、経営に役立つサービスの提供に尽力している。